# 議 事 録

会議の名称	会議の名称 令和3年度登米市農業委員会第10回総会					
開催日時	令和4年1月25日(火) 左然 1 味 20 八 - 問 2 - 左然 2 味 2 C 八 問 2					
	午後 1 時 30 分 開会 午後 3 時 26 分閉会					
開催場所	中田庁舎3階 旧議場					
議長の	高橋 清範 会長					
氏 名						
	1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光 4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳					
	4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳 7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 鈴 木 巖 巖 10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男 13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五十嵐 幸 喜					
	7番 柴 崎 専 10番 佐 藤 安 12番 阿 部 上					
出席者	13番鈴木泰子 14番浅野和宏 15番 五十嵐幸喜					
(委員) の氏名	16番尾張勝 17番芳村忠市 18番三塚芳毅					
の氏名	19番 芳 賀 秀 二 20番 小野寺 義 幸 21番 佐 藤 久 順					
	22番上野栄公 23番門馬一郎 24番高橋清範					
	(は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員)					
	説明員:農業委員会事務局					
	事務局長。遠藤 貞、事務局次長 佐藤 達也、局長補佐 小泉 一誠					
	農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 千葉 貴行、主査 石川 胤					
事務局職員	員 主事 安保 智					
職氏名	説明員:産業経済部 産業総務課					
	課長補佐 菊地 武、主幹兼農業経営支援係長 菊地 泰弘、主幹 千葉 三 智子					
	書記:農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美					
	報告第38号 農地法第18条第6項の規定による届出について					
	報告第39号 使用貸借権の合意解約について					
	報告第40号 農地基の現状変更届出について					
	報告第 41 号 農地基本台帳新規(補正)登載申請について 議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について					
議題	議案第63 号 展地伝第3条の規定による計可申請について 議案第64 号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について					
成 煜	議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について					
	議案第66号 非農地証明願について					
	議案第67号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定につ					
	成未分の 7 展末配百至益は同及連囚に至って展用地内川来傾即国の次定にっ いて					
	議案第68号 空き家に付属した農地指定申請について					

_						
	議案第69号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について					
	議案第70号 登米市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変					
	更について					
	議案第63号 申請のとおり許可することに決定した。					
	議案第64号 承認相当との意見を付すこととした。					
	議案第65号 許可相当との意見を付すこととした。					
	議案第66号 願出のとおり証明することに決定した。					
	議案第67号 原案のとおり決定した。					
会議結果	議案第68号 原案のとおり決定した。					
	議案第69号 異議はないが、進行番号1番、2番、3番、4番、7番、9番、					
	10 番及び 13 番について、既に利用状況が変更されていることか					
	ら、その点を指導されたい、併せて、進行番号2番については、					
	残される農地があることから、今後、確実に農地として利用され					
	るよう指導されたいとの意見を付すことに決定した。					
	議案第70号 異議なしとの意見を提出することに決定した。					
会議の概要	要 下記のとおり					
	令和3年度登米市農業委員会第10回総会資料					
	• 議案書					
	• 議案説明資料					
	・農地法第3条調査書					
会議資料	・資料1 登米農業振興地域整備計画変更計画書(変更理由書)					
A MA A 11	・「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について					
	・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(新旧対照表)					
	・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)					
	・農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針					
	・諸般の報告					
発 言 者	議題・発言・結果					
議長	・あいさつ					
	・議案説明のための出席説明員及び書記の報告					
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。					
	議事録署名委員は、会議規則第38条第2項の規定により、14番 浅野 和宏					
	委員、15番 五十嵐 幸喜 委員を指名します。					
議長	日程第2、「会期の決定」を議題といたします。					
お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。						
これにご異議ございませんか。						
	《異議なしの声を確認》					

議長 異議なしと認めます。

よって本総会の会期は本日1日間と決定しました。

議長 日程第3、「諸般の報告」を行います。

諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第69号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決

定について」を議題とします。

議長 進行番号 10 番が 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」

第31条の規定に該当します。

したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異

議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。

議長よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関す

る以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。

議長 はじめに、「委員に関する案件」、進行番号10番についての審議に入ります。

本案件は 7番 柴崎 専一 委員 に関する案件ですので、同 委員の退場

を求めます。

《退場を確認》

議長
それでは、事務局並びに産業経済部から説明を求めます。

はじめに、事務局から説明願います。

《事務局説明》

議長 次に、産業経済部から説明願います。

《産業経済部説明》

議長 説明が終わりました。

議長ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

議長

第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。

8番 佐藤 瑛彦 委員。

8番委員

登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和4年1月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

除外の進行番号10番については、事務局説明のとおりです。

この申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。

しかし、一部、すでに農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守 し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。

以上のとおり報告します。

令和4年1月25日

現地調査委員 10番 佐藤 幸治 委員 14番 浅野 和宏 委員 8番 佐藤 瑛彦 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議長

これから議案第69号の進行番号10番を採決します。

議長

お諮りします。

本案は異議なしと意見を決定するものの、すでに一部、利用状況が変更されていることから、その点を指導するよう付すことにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定 について」の「委員に関する案件」、進行番号 10 番は、異議なしとして、市長に 提出することに決定しました。

議長

7番 柴崎 専一 委員 の入場を許可します。

《着席を確認》

議長

次に議案第 69 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。

議長

事務局並びに産業経済部から説明を求めます。はじめに、事務局から説明願います。

《事務局説明》

議長

次に、産業経済部から説明願います。

《産業経済部説明》

議長

説明が終わりました。

議長

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。

8番 佐藤 瑛彦 委員。

8番委員

除外の進行番号5番、8番、9番、11番、12番については、事務局説明のと おりです。

これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、 除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見 で一致しました。 しかし、進行番号9番については、一部すでに農外利用されていることから、 今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。

以上のとおり報告します。

令和4年1月25日

現地調査委員 10番 佐藤 幸治 委員 14番 浅野 和宏 委員 8番 佐藤 瑛彦 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

19番 芳賀 秀二 委員。

19 番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和4年1月20日、午後1時から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

はじめに、用途変更ですが、進行番号1番から4番については、事務局説明の とおりです。

これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号1番から4番については、一部既に事業着手、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。

併せて、進行番号2番については、農地の一部を用途変更、転用しようとする もので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう 指導することを付すべきと思われます。

次に除外ですが、

進行番号6番、7番、13番については、事務局説明のとおりです。

これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、 除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見 で一致しました。 しかし、進行番号7番、13番については、一部、すでに事業着手、農外利用 されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付す べきと思われます。

以上のとおり報告します。

令和4年1月25日

現地調査委員 1番 岩淵 勉 委員

16番 尾張 勝 委員

19番 芳賀 秀二 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番委員

進行番号 14 番、職権修正となっていますが、令和2年度の見直し云々ということで、詳しくは説明はされませんでしたけれども、どういうことでこうなったのか、公告していて、なぜ再度、議案に載せなくてはならないのか、その辺、お伺いしたいと思います。

産業経済部

この案件についてですが、令和2年度の農業振興地域整備計画の見直しの際に、こちらの地番、新荒神堂42-6番と43-3番について、これらの土地につきましては平成26年及び平成29年度に農業振興地域から除外されて、宅地等に転用されていた農地でした。

令和2年度の見直しの際、この囲いの農地について、その他に除外になっていなかった農地についても見直しの際に除外をしたのですが、この2筆につきましては逆に農業振興地域に誤って入ってしまいました。

現在、誤って入ってしまった原因等について、当時、事業を実施した業者と今、 原因につきましては調査を行っております。

ちなみに、平成26年度、29年度に見直しを行った農地について、すべて間違っていないか調査をしてみたのですが、間違って農振地域に入れてしまったというのは、この2筆だけとなっております。

以上です。

1番委員

3筆じゃないの?

産業経済部

すみません、3筆です。この3筆になります。

12 番委員

今、ご説明いただいた話ですが、間違って入れたのかどうか分からないけれど も、公告されたのは平成 29 年ですよね。その時点で、申請者は転用して建物を 建ててる訳ですよね。それで令和2年度に見直しということで、いわゆるオール登米で転用予定などについては見直ししますよということで、希望を取った訳ですよね。その時、もう転用されているものであれば、希望があがってこなかったんじゃないですか。だから、実際に、間違うということは絶対にないと思うんですけれども、事務処理手順から言うと。なぜ、この3筆だけが、それも荒神堂だけがまとまってなったのか、不思議で不思議で仕方ないです。

ましてや、職権で登米市長が申請するということは、転用申請するということはおかしいんじゃないですか、と思うんですけれども。その辺は、事務手続き上は誤りはないんですか。

### 産業経済部

こちらの土地について、事務処理についてですが、確かに令和2年度の農業振 興地域整備計画の見直しの際、農地の所有者に対しましてアンケート調査を行い まして、そのアンケート調査で、除外して欲しいというような要望があった農地 につきましては、こちらのほうで全筆チェックをして、必要があれば現地調査を 行って除外をして参りました。

今回、職権で除外しようとしている農地についてですが、これらにつきまして は平成26年度と29年度、通常の時期の農振の除外の手続きをして、公告・縦覧 まで行っていた農地です。

これらについて、なぜ今回の見直しで農振地域に入ってしまったかについてですが、まだはっきりしたところまでは調べがついていないのですが、今回この3 筆以外にこの囲いの部分で、もう宅地分譲している農地であったり、見直し前までは農地だったところなんかもあったのですが、それらを含めてこの囲い全体を外して欲しいというような、土地の所有者からの要望がありまして、調査をして外しました。

その際、もともと農振地域から除外されていた農地が農振地域に入ってしまったんですが、それにつきましては、原因のほう、先ほども申し上げましたが、今、調査中ということになります。

今回なぜ職権で、市のほうで直すかというところなんですが、農振の見直しの際、手続き上の瑕疵、市のほうで誤って編入してしまった農地となりますので、それにつきましては、市のほうで職権で修正するというようなことを県のほうと協議しまして、そのような手続きをするということになりました。

その際に、26 年、29 年当時に公告、縦覧まで行っておりますので、それらの公告、縦覧の書類を付けて、それを証拠書類というようなかたちにして、職権で修正するという手続きを行います。

議長

12番委員さん、よろしいですか。

12 番委員

これ以上は出ないでしょうから・・・。

議長

では、産業経済部の皆さん、これからこういうことがないようにお願いします。 12番委員さん、よろしいですか。

12番委員 はい。

議長 他に質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長質疑なしと認めます。

議長これで、質疑を終わります。

議長 これから議案第69号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。

> 本案は異議なしと意見を決定するものの、進行番号1番から4番、7番、9番、 13番については、すでに利用状況が変更されていることから、その点を指導する ように付すことにしたいと思います。

> 併せて、進行番号2番については、残される農地もあることから、今後、確実 に農地として利用されるように指導するよう付すことにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第69号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定 について」の「委員に関する以外」の案件については、異議なしとして市長に提 出することに決定しました。

議長 日程第5、議案第70号「登米市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について」を議題とします。

議長 事務局並びに産業経済部から説明を求めます。 はじめに、事務局から説明願います。

《事務局説明》

議長 次に、産業経済部から説明願います。

《産業経済部説明》

議長説明が終わりました。

議長

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

22 番委員

膨大な資料で、理解するのに非常に大変かと思いますけれども、一つだけ、県の基本方針と登米市の基本方針の中で、例えば「生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」の部分で、大きく県と違った、登米市独自の、ここは県とちょっと違うよ、私がちょっと見せてもらったら、ほとんど同じような感じなんですけれども、登米市独自だよというのはあるんですか。

産業経済部

特にはないんですけれども、県の基本方針に合わせた、沿ったような形で作っておりますし、作成していて私が思うのは、じゃがいもですか、カルビーとのじゃがいもの関係だったり、そういうのも今年の見直しの際に入れたいなぁと、じゃがいもをですね、思っていたんですが、県の基本方針の中にも入ってきていたというような状況で、大きく変わりはございません。

議長

よろしいですか。

5番委員

議案の出し方なんですけれども、今どなたかこのような膨大な資料って言いましたが、一発で総会でかけて、農業委員会で議決して欲しいということが目的だと思うんですけれども。私、前に聞いたの訳分からないんですね、資料見ても。そっちひっくり返し、こっちひっくり返し、今、見てたんですけれども、農業経営基盤の強化の促進に関してという、登米市農業にとってとても大事な内容だと思います。皆さんも一所懸命やってると思うんですけれども、このわずかな時間で、この資料を見てすぐ答えられますかね。皆さんどうですか。事前にこの分に関して、我々に対して、さっくばらんに話し合える機会を設けた後に、この議案の提出を考えて欲しいんですけれども。そういう風にはいかなかったですか。

議長

事務局、何か。ここでの考えでいいので。

産業経済部

そうですね、膨大な資料で大変申し訳ございませんでした。

作成については、8月・9月頃から作成しておりまして、その中で部で揉んだり、農業振興協議会にかけたりとかしたものですから、その前に農業委員さん方への説明会というのは、今後5年ごとに見直しがございますので、次回、そのような方向で取り組みたいと思います。よろしくお願いします。

議長

5番委員さん、どうですか。

5番委員

次回って言われても・・・今、欲しいんです、本当のことを言えば。今、決めるので。ま、これ以上言ってもしょうがないんで・・・

#### 議長

よろしいですか。

では、次。23番委員さんどうぞ。

## 23 番委員

2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点は、年間の農業所得の確保ということで、一人当たり概ね480万。

現在、諸物価がかなり上がっています。それに対して農産物が上がっている部分もありますけれども、水稲に関してはかなりの金額が下がっているということで、以前も480万で、今回も基本的には480万円にしたというのは、どういう理由でしたのか、その点について一つお願いしたいと思います。

後は、新規就農状況でございますけれども、5年間で26名という目標を立てられてますけれども、ここ何年かは新規就農者がかなり少ないということで、ま、目標でありますから多いほど良いと思いますけれども、その根拠をお願いしたいと思います。

以上、2点をお願いします。

# 産業経済部

はじめに、480万円の目標設定なんですけれども、こちらについては県が示した算定方法に基づきまして、直近の他産業従事者の生涯所得を従事年数で割り戻して算定しております。

県の目標所得を踏まえまして、周辺市町村との状況と乖離しないように検討しまして、この現在の480万円を据え置くこととしております。

次に、二つ目の新規就農者、年間 26 名についてなんですけれども、こちらにつきましては、新規就農者の目標を 26 名なんですが、そのうち認定新規就農者を6名と想定してございます。直近、3年から4年の推移が平均 26 人程度であることから、目標を 26 名と見直してございます。

以上です。

## 議長

よろしいですか。

#### 23 番委員

概ね一人当たりの480万と、こちらの資料で私も色々見させていただいたんですけれども、7~80パーセントくらいの確率でのこの480万ということでされておると思うんですけれども、先ほども申したとおり、かなり物によっては下がっているということを踏まえるとどうなのかな、と、ちょっと疑問に思ったので質問させていただきました。

以上でございます。

#### 議長

その他に質問はございませんか。

#### 12 番委員

2点ほどお伺いしたいと思います。

今回の計画は、膨大な量で大変立派だと思います。

その中で、1971年より実施されている生産調整ですけれども、政策そのものがマイナーな抑制策。この抑制策をこの計画の中に、どのように盛り込んだのか、

その点あったらば教えていただきたいと思います。

2点目なんですけれども、この基本的な構想の26ページの2の(3)、特定農作業受託地という項目が挿入されておりますけれども、いわゆる事務局でこの項目を挿入した意図というか、そういう状況の裁定は何なのか教えていただきたいと思います。

議長

事務局。時間がかかりますか。休憩しますか、少し。

産業経済部

一つ目のご質問ですが、転作のほう、どのように盛り込んだのかということなんですけれども、新旧対照表の 17 ページ、効率的かつ安定的な農業経営の基本指標、こちらの土地利用型作物の中に、転作の部分については盛り込んでおります。

それから 26 ページの 2 番の (3) 番、特定農作業受託地についてですが、こちら、事務局としてどういう意図で入れたんだということなんですけれども、こちらも以前の基本構想の中にはございませんで、今回、県の見直しの中の県の方針の中に盛り込んでございましたので、追加させていただきました。

以上です。

議長

よろしいですか。追加の理由とかいいですか。

12 番委員

この転作なんですけれども、いわゆる登米市水田の半分が転作しなければならないというような状況の中で、なかなか達成するまでには再生協でも大変なようですけれども、これを何とかかんとか克服するような構想を描かなければ、農業における振興、あるいは農業所得の向上というのは望めないのではないかな、と。ただ単に、転作分は大豆に、あるいは露地栽培の野菜等に転用するというだけでは、それでは難しいと思うんですけれども。

事務局のほうでは、どういう利益を上げる方程式を用いてこういうのを計算しているか分かりませんけれども、その辺、再度、検討していただきたいと思います。

あと、26ページのこの件なんですけれども、特定農作業受託地、これ、県のほうであったということなんですけれども、実際に裏を返せば、農業者年金受給者が息子に経営移譲して、その土地を誰か耕作するこということで、通常、言ってはならないヤミ小作なことをここで表現している訳です。

だから、これを防止するために、中間管理機構を通しなさいということを言っている訳です。私たちもそういうことで今やっているわけです。黙認しているわけです。

こういうのをこういう計画書、基本構想に盛り込まれると、「あ、何、やって もいいんじゃないか」ということを公にしたというのと同じなんです。

その辺、県のほうに聞いていただきたいし、いわゆる私たちはヤミ小作はできるだけ防止して、新たに出来た中間管理機構を通じた貸借というのをやっている訳です。

本来は、利用権の設定ということが基本なのだから、やっぱりこういうことを安易に盛り込ませては、委員会としては困る。

以上です。

議長事務局、誰か。

産業経済部 26ページの特定農作業受託地につきましては、県のほうに盛り込んだ意図を確

認しまして、対応したいと思います。

議長 委員さん、よろしいですか。

では、事務局、県に聞いてみてください。

議長 他に質疑はございませんか。

《質疑なしの声あり》

議長質疑なしと認めます。

議長これで、質疑を終わります。

議長 これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は異議なしと意見を決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第70号「登米市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について」は、異議なしとの意見を市長に提出することに決定しました。

議長 ここで、職員の入れ替えのため、暫時休憩いたします。

《 休 憩 》 (產業経済部職員退場)

議長 再開いたします。

議長 日程第6、報告第38号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を 議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長説明が終わりました。

これで、報告第33号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。

議長 日程第7、報告第39号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長説明が終わりました。

これで、報告第34号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。

議長 日程第8、報告第40号「農地の現状変更届出について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長説明が終わりました。

これで、報告第35号「農地の現状変更届出について」を終わります。

議長 日程第9、報告第41号「農地基本台帳新規(補正)登載申請について」を議

題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長 説明が終わりました。

これで、報告第36号「農地基本台帳新規(補正)登載申請について」を終わ

ります。

議長 日程第10、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議

題とします。

議長 進行番号 14 番が 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」

第31条の規定に該当します。

したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異

議ありませんか。

### 《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

議長

よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。

はじめに、「委員に関する案件」、進行番号14番についての審議に入ります。

議長

本案件は 13番 鈴木 泰子 委員 に関する案件ですので、同 委員の退場 を求めます。

《退場を確認》

議長

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。

進行番号14番については、調査結果4となります。

法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。

第3号についても、信託ではないため適用はありません。

第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。 第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。 第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付 し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思いま す。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

議長

地域との調和要件については、担当委員に対し、事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。

議長

11番 松野 秀郎 委員

《支障なしの声を確認》

議長

地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長

これから議案第53号の進行番号14番を採決します。

お諮りします。

本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」の「委員に関する案件」、進行番号14番は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長

13番 鈴木 泰子 委員の入場を許可します。

《着席を確認》

議長

次に、議案第63号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。

進行番号1番については、調査結果1となります。

法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は1 筆以外全て耕作されております。その1筆については、所定の手続きを行う予定 です。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見て、耕作の 事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。

第3号についても、信託ではないため適用はありません。

第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。 第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。

進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項 各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

19番 芳賀 秀二 委員

19 番委員

農地法第3条の進行番号19番については、別紙議案説明資料1ページから6ページに記載されているとおりです。

申請内容は、登米市中田町上沼地内の農地を、岩手県一関市花泉町に居住する 譲渡人が離農することにより、岩手県一関市花泉町に居住する譲受人が譲り受 け、耕作を行うものです。

譲受人は、一関市花泉町で163アールの農地を耕作しており、今回取得する農地と併せて営農を行うもので、基幹作業については作業委託するものの、農地の管理・経営については自ら行うとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和4年1月20日

 現地調査委員
 1番
 岩淵
 勉
 委員

 16番
 尾張
 勝
 委員

 19番
 芳賀
 秀二
 委員

議長

調査報告がおわりました。

議長

地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。 なお、進行番号 12 番については、私が担当委員になっており、支障ありません。 議長 進行番号1番について、20番 小野寺 義幸 委員 《支障なしの声を確認》 議長 進行番号4番について、10番 佐藤 幸治 委員 《支障なしの声を確認》 進行番号5番について、8番 佐藤 瑛彦 委員 議長 《支障なしの声を確認》 議長 進行番号6番について、6番 阿部 晃徳 委員 《支障なしの声を確認》 議長 進行番号7番について、21番 佐藤 久順 委員 《支障なしの声を確認》 議長 進行番号8番、9番について、17番 芳村 忠市 委員 《支障なしの声を確認》 議長 進行番号 10番、11番について、7番 柴崎 専一 委員 《支障なしの声を確認》 進行番号15番について、13番 鈴木 泰子 委員 議長 《支障なしの声を確認》 議長 地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行いま す。 質疑はございませんか。 1番委員 進行番号6番の権利種別について、解除条件付き3条賃貸借とありますが、こ の解除条件とはどういうことなのか教えていただきたいと思います。 事務局 解除条件付き契約につきましては、通常ですと農地所有適確法人でないと賃貸 借の契約は出来ないのですが、一定の要件を満たした場合、解除条件付きで賃貸 借することが出来ます。

要件につきましては、契約書に農地を適正に利用していない場合には貸借を解除する旨の条件が付されていること。覚書を提出していただきまして、農業者の適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うことを約束してもらうという形で、解除条件付きで賃貸借することを一般法人であっても認めるというところであります。

議長

他に質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

議長

質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

語調

これから議案第63号の「委員に関する以外の案件」を採決します。 お諮りします。

本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」の「委員に関する以外の案件」は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長

日程第11、議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の 決定について」、日程第12、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請 に対する意見の決定ついて」を一括議題とします。

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る申請は、第4条申請が1件、第5条申請が3件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

議長

ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。

# 8番 佐藤 瑛彦 委員

# 8番委員

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料10ページから13ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に営農型太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可が出来ない農地でありますが、例外的に許可することが出来る、一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和4年1月25日

現地調査委員 10番 佐藤 幸治 委員 14番 浅野 和宏 委員 8番 佐藤 瑛彦 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

19番、芳賀 秀二 委員

## 19 番委員

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に畜舎及びビニールハウスを新築するもので、農地区分としては農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可が出来ない農地でありますが、例外的に許可することが出来る、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、 やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号2番については、別紙議案説明資料14ページから16ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地でありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料17ページから19ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に牛舎及びビニールハウス等を整備するもので、農地区分

としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地でありますが、例 外的に許可することができる、農業用施設を設置するものであり、転用における 周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和4年1月25日

現地調査委員 1番 岩淵 勉 委員16番 尾張 勝 委員19番 芳賀 秀二 委員

議長 調査報告が終わりました。

議長 これより、議案第64号、議案第65号について、一括して質疑を行います。 質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

議長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議長 これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長 次に、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決

定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長

日程第13、議案第66号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

議長

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

議長

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議長

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第66号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。

議長

日程第14、議案第67号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議長

本案件については、所有権移転が6件、利用権設定が23件、一括方式が1件となっております。

議長

一括方式の進行番号1番が 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。

したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委

員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異 議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。

議長

はじめに、「委員に関する案件」、一括方式の進行番号1番についての審議に入ります。

議長

本案件は 4番 菅原 浩之 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《退場を確認》

議長

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。

《質疑なしのを確認》

議長

質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議長

これから議案第67号の一括方式の進行番号1を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第67号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、一括方式の進行番号1番は原案のと

おり決定しました。

議長 4番 菅原 浩之 委員 の入場を許可します。

《着席を確認》

議長 次に、議案第67号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局 本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化

促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議長説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

議長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

議長 これから議案第67号の「委員に関する以外の案件」について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第67号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定し

ました。

議長 日程第15、議案第68号「空き家に付属した農地指定申請について」を議題と

します。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

議長

ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

19 番委員

空き家に付属した農地指定申請の進行番号1番については、別紙議案説明資料22ページから23ページに記載されているとおりです。

申請内容は、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一で、担い手の農地集積・集約化に支障はありません。

また、都市計画法第8条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされて おらず、非農地認定も可能ではないと思われることから、指定は妥当との意見で 一致しました。

以上のとおり報告します。

令和4年1月25日

現地調査委員 1番 岩淵 勉 委員16番 尾張 勝 委員19番 芳賀 秀二 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより議案第68号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議長

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第68号「空き家に付属した農地指定申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和4年1月25日

	議 長(会長)		高橋	清範
	**·	1 4 TE	√12 m <del>2</del>	T
_	議事録署名人	14 番	浅野	和宏
	*************************************	1 F W.	7.1	4 + <del>=</del>
	議事録署名人	15 番	±1. + 1	<b>載 幸喜</b>